公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第四十九条の二第一項	法第三十三条第五項（法第三十四条の二第五項において準用する場合を含む。）、第三十四条第六項又は第百十九条第三項の規定により告示した期日
公職選挙法施行令第百二十七条の三	法第三十三条第五項（法第三十四条の二第五項において準用する場合を含む。）、第三十四条第六項又は第百十九条第三項の規定により告示した期日
	平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二号）第一条第一項に規定する特例選挙期日（以下「特例選挙期日」という。）
	特例選挙期日

（署名収集の禁止期間の取扱い）

第二条　法第一条第一項の規定により行われる選挙に係る地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第九十二条第五項第一号（同令第九十九条、第百条、第百十条、第百十六条、第百二十一条、第二百十二条の二、第二百十二条の四、第二百十三条の二、第二百十四条の二、第二百十五条の二、第二百十六条の三及び第二百十七条の二並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百二十一号）第三条第一項において準用する揚合を含む。）及び市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）第二条第五項（同令第十四条及び第二十八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「任期満了の日前六十日に当たる日」とあるのは、「平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第二十六号）の施行の日」とする。

第三条　公職選挙法第百二十条第三項及び第百二十一条の規定は、法第四条第二項の規定により法第一条第一項に規定する指定市町村（以下「指定市町村」という。）の議会の議員又は長の選挙及び当該指定市町村の区域を包括する同項に規定する指定県（以下「指定県」という。）の議会の議員又は長の選挙が同時に行われる場合の特例）

第四条　法第一条第一項の規定の適用を受ける指定市町村又は指定県の議会の議員の補欠選挙は、公職選挙法第三十四条第二項本文の規定にかかわらず、当該補欠選挙を行うべき事由が法第二条の規定の適用がなかったものとした場合における当該議員の任期が終わる前六月以内に生じたときは、行わない。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　片山　善博
内閣総理大臣　菅　**直**人

省　令

○経済産業省令第六号

揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）第十六条の規定に基づき、揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月二十二日

経済産業大臣　海江田万里

揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和五十二年通商産業省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条の五に次のただし書を加える。

ただし、経済産業大臣が告示で定める区域内において申請給油所を有する揮発油販売業者の認定計画について経済産業大臣が告示で定める期間内に生じた変更であつて、特定非常災害（特定災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項の特定非常災害をいう。）により緊急に揮発油を販売する必要があると認められる場合において生じた当該揮発油販売業者までの申請後流通経路を短縮する変更その他これに類する変更は、この限りでない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○経済産業省告示第四十五号

揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和五十二年通商産業省令第二十四号）第十四条の五ただし書の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める区域及び期間を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十三年三月二十二日

経済産業大臣　海江田万里

揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和五十二年通商産業省令第二十四号）第十四条の五ただし書の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める区域は、平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害に際し、災害救助法（平成二十二年法律第百十八号）が適用された市町村が属する都県並びに秋田県、山形県、群馬県、埼玉県及び神奈川県とし、経済産業大臣が告示で定める期間は、平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十九号）第一条に規定する特定非常災害発生日から平成二十三年六月三十日までとする。

○経済産業省環境省告示第二号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

平成二十三年三月二十二日

経済産業大臣　海江田万里
環境大臣　松本　龍

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第九条第一項の規定による登録であつて、同法第十二条第一項の規定により、平成二十三年八月三十日以前にその効力を失うもの	平成二十三年東北地方太平洋沖地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。以下「特定災害区域」という。）に事業所を有する者	平成二十三年八月三十一日
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第二十五条第一項の規定による許可であつて、同法第二十七条第一項の規定により、平成二十三年八月三十日以前にその効力を失うもの	特定災害区域に事業所を有する者	